平成２４年（フ）第５６７２号
大阪府守口市日吉町１丁目５番11号、前住所大阪府守口市文園町５番21号
破産者　山田　佳一
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７４１号
大阪市東淀川区豊新４丁目18番３号　グリーンハイム豊新202号
破産者　亀井　　清
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７５５号
大阪府豊中市豊南町西１丁目17番19号、住民票上の住所大阪府豊中市庄内東町３丁目３番４号
破産者　白岩　　聡
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８５１号
大阪市鶴見区中茶屋１丁目５番36号　素和方
破産者　梅田　美里（旧姓素和）
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８９８号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番８―301号
破産者　南埜　俊博
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３０号
堺市南区庭代台１丁23番11―402号
破産者　上野　貴子
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８４４号
大阪府高石市西取石８丁目２―25、開始決定時の住所堺市西区草部792番地４
破産者　小谷　喜雄
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１２０号
大阪府柏原市安堂町３番85号
破産者　ヤマモト美装こと　山本　陽司
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６１２号
神戸市北区鹿の子台北町２丁目７番３―201号
破産者　谷一　眞弓
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８７５号
神戸市垂水区青山台１丁目１番20―102号、従前の住所神戸市垂水区塩屋北町４丁目７番３号
破産者　内原　淳子
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９６４号
神戸市須磨区竜が台３丁目６番地　市営竜が台住宅３―1105号
破産者　澁谷　秀子
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５号
兵庫県伊丹市堀池３丁目１番30―108号、前住所兵庫県伊丹市池尻１丁目196番地　パストラル昆陽516号
破産者　乙馬　　勉
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１２０号
兵庫県宝塚市逆瀬台１丁目７番１―514号、前住所兵庫県川西市出在家町12番15―302号
破産者　金子政道こと　金　　政道
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１９３号
兵庫県川西市見野３丁目３番18号、前住所東京都杉並区上高井戸１丁目４番８号　105
破産者　中山　　洋
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２４９号
兵庫県伊丹市行基町３丁目21番地２ＣＡＳＡＡＫＡＮＥ102号
破産者　大山　智之
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４９０号
兵庫県尼崎市大庄北５丁目７番６号
破産者　ツカサ設備こと　桑山　　司
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５０７号
兵庫県加古川市神野町西之山424番地の１、前住所兵庫県西宮市荒木町12番30号
破産者　伊賀久留美
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５０８号
兵庫県西宮市上甲子園４丁目８番16号サンコート甲子園202号室、従前の住所兵庫県西宮市荒木町12番30号
破産者　伊賀　眞二
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４０３号
兵庫県姫路市夢前町寺152番地56
破産者　岸原　征治
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部